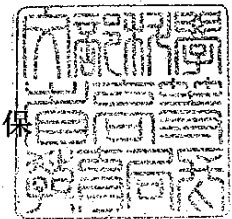


各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長

徳 永



(印 影 印 刷)

大学等における毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の取扱いについては、従来、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知（別紙1））、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成10年7月28日付け医薬発第693号厚生省医薬安全局長通知（別紙2））、「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」（平成11年1月13日付け医薬発第34号厚生省医薬安全局長通知（別紙3））等により、厚生労働省から都道府県知事等を通じて関係者に対して指導が行われてきたところです。

また、文部科学省でも、「毒物及び劇物の適正な管理について」（平成10年7月31日付け文会用第135号文部省高等教育局長・学術国際局長・会計課長通知（別紙4））、「毒物及び劇物等の化学物質の管理徹底について」（平成15年3月20日付け14文科高第878号文部科学省高等教育局長・研究振興局長・研究開発局長通知（別紙5））等により、各大学長等に対し毒物劇物の保管管理の徹底等をお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、大学の附属農場において、毒物劇物の保管管理が適切になされていなかったこと、特定毒物であるパラチオンを都道府県知事の許可を得ずに所持していたこと及び毒物たる農薬の残液が不適切に廃棄されていたこと等の事実が明らかとなりました。

毒物劇物に関し十分な知見を有すべき大学において、こうした事実が確認されたことは極めて遺憾であり、大学等において保管管理される毒物劇物について、より一層厳重な取扱いを行うことが必要です。

このことについては、別添のとおり、厚生労働省医薬食品局長より通知がありました。

については、各機関におかれては、別添及び別紙1～5の通知記載事項について、関係教職員、学生等に周知徹底し、対応に遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

■公私立大学・国公立高等専門学校について

文部科学省高等教育局専門教育課

科学・技術教育係

TEL 03-5253-4111(代) (内線2504)

FAX 03-6734-3389

■国立大学について

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

支援第一係 TEL 03-6734-3757

支援第二係 TEL 03-6734-3766

支援第三係 TEL 03-6734-3765

支援第四係 TEL 03-6734-3754

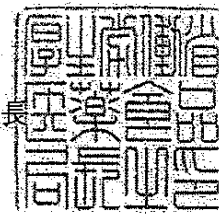
FAX 03-6734-3388

薬食発第 1017003 号

平成 20 年 10 月 17 日

文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



大学等における毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の取扱いについては、従来、昭和 52 年 3 月 26 日付薬発第 313 号「毒物及び劇物の保管管理について」、平成 10 年 7 月 28 日付医薬発第 693 号「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」、平成 11 年 1 月 13 日付医薬発第 34 号「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等により、都道府県知事等を通じて関係者に対して指導してきたところである。

しかしながら、今般、大学の附属農場において、毒物劇物の保管管理が適切になされていなかったこと、特定毒物であるパラチオンを都道府県知事の許可を得ずに所持していたこと及び毒物たる農薬の残液が不適切に廃棄されていたこと等の事実が明らかとなった。

毒物劇物に関し十分な知見を有すべき大学において、こうした事実が確認されたことは極めて遺憾であり、大学等において保管管理される毒物劇物について、より一層厳重な取扱いを行うことが必要である。については、当該通知の記載について留意するとともに、下記の事項につき、遺漏のなきよう所管又は所轄の毒物劇物を取り扱う大学等の関係機関に対し周知徹底するようお願いする。

記

- 1 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所は、その他の物を貯蔵し、又は陳列する場所と明確に区別された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とするとともに、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じていること。さらに、毒物又は劇物を貯蔵し、陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

- 2 貯蔵、陳列されている毒物劇物の在庫量の定期点検及び毒物劇物の種類等に応じて使用量の把握を行うこと。
- 3 学術研究を目的として特定毒物を所持し、使用する場合には、都道府県知事から特定毒物研究者の許可を得る必要があることを関係者に周知徹底するとともに、上記1及び2に記載されている内容について特に万全を期すこと。
- 4 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する廃液等の廃棄については、毒物及び劇物取締法施行令第40条に規定する技術上の基準に基づき、適切な方法で行われる必要があること。また、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和50年11月26日付薬発第1090号、昭和52年12月8日付薬発第1416号、昭和56年3月31日付薬発第330号、昭和60年4月5日付薬発第373号、昭和62年9月12日付薬発第782号、平成3年3月6日付薬発第259号、平成4年12月7日付薬発第1192号、平成6年3月14日付薬発第232号、平成7年3月16日付薬発第246号及び平成8年3月15日付薬発第252号をもって定められているので、これに従うこと。

○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和五二年三月二六日)

(薬発第三一三号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

○毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

(平成一〇年七月二八日)

(医薬発第六九三号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

標記については、平成七年四月七日薬発第三七七号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により貴管下所在の関係業者への指導方をお願いしているところである。

今般、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生した。原因物質、混入経路等詳細については依然不明ではあるが、この種の事件の重大性に鑑み、貴管下所在の毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置を徹底するよう再度指導されたい。

記

- 一 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者において、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)に基づく適正な保管管理等が行われているかについて早急に点検を行うこと。
 - 二 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第一四条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあった者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
- また、毒劇物の交付に当たっては、法第一五条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

○毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について

(平成一一年一月一三日)

(医薬発第三四号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省医薬安全局長通知)

毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)並びに向精神薬等の医薬品の監視取締りについては、かねてより種々ご配慮を煩わせているところである。

毒劇物の適正な保管管理及び販売については、平成一〇年七月二八日付けの当職通知によりその徹底を図っていただいているところであるが、今般、シアン化合物を北海道下からの配送により無許可で譲渡したと見られる事件や、東京都下においてクロロホルムを使用したと見られる事件が相次いで発生するなど、毒劇物の適正な保管管理及び販売の徹底には一層の万全を期することが求められている。

また、神奈川県下においては向精神薬及び劇薬を使用したと見られる事件が発生したところであり、これら保健衛生上特段の注意を要する向精神薬、毒薬及び劇薬(以下「毒劇薬」という。)及び要指示医薬品についても、その適正な保管管理及び販売の徹底に万全を期することが求められている。

こうした点にかんがみ、貴職におかれては、左記のとおり、貴管下業者等に対する指導等をよろしくお願いいたします。

記

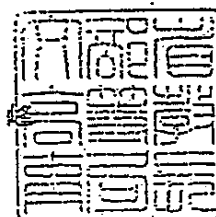
- 一 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して、毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)第一条に基づき、毒劇物が適正に保管管理されているか早急に点検するよう改めて指導すること。
- 二 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第一四条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うよう指導すること。
その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。
- また、毒劇物販売業者に対して、家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売を自粛するよう引き続き指導すること。
- 三 向精神薬取扱者に対して、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)第五〇条の二に基づき、向精神薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。
- 四 向精神薬小売業者に対して、向精神薬の譲渡に当たっては、麻向法第五〇条の一七の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第二四条に基づき、処方せんに疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせて疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。
- 五 薬局及び医薬品販売業者に対して、薬事法第四八条に基づき、毒劇薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。
- 六 薬局及び医薬品販売業者に対して、毒劇薬の販売等に当たっては、薬事法第四六条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行うこと。
その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。
- 七 薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じるよう指導すること。
- 八 薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品の販売等に当たっては、薬事法第四九条第一項の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第二四条に基づき、処方せんに疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせて疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。
また、指示による要指示医薬品の販売等に当たっては、同条第二項及び第三項に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行い、その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。
- 九 近時、インターネット等を活用して医薬品や毒劇物の広告を行っている事例が見受けられるが、虚偽・誇大な医薬品の広告や承認前医薬品の広告に該当するか否かという観点に加え、無許可・無登録販売を前提とした広告ではないかという観点からも、こうした広告に対する十分な監視を行い、薬事法又は毒劇法に違反する事実が確認された場合には、販売の中止を指導するとともに、必要に応じて厳正な対応を行うこと。

文会月第 1 3 5 号
平成 1 0 年 7 月 3 1 日

各 国 立 大 学 長
各 国 立 短 期 大 学 部 学 長 殿
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 長

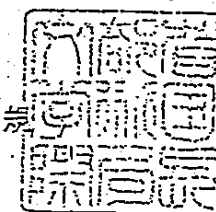
文 部 省 高 等 教 育 局 長

佐々木 正



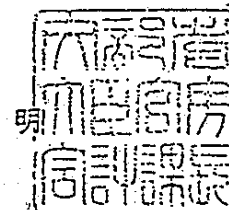
文 部 省 学 術 国 際 局 長

工 藤 智



文 部 省 大 臣 官 房 会 計 課 長

石 川



毒物及び劇物の適正な管理について（通知）

このことについては、従来より、毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）等に従い適正な取扱いに御努力いただいているところですが、今搬行われた総務庁行政監察局の「国立高等専門学校の運営に関する地方監察」において、一部の学校で管理状況が不適切であるとする調査結果が出されたところです。

毒物及び劇物については、盗難による犯罪、地震・火災等による二次災害、また他の薬品と誤って使用されることによる事故などを招くことも懸念されるところです。

ついては、貴学及び貴機関におかれては、毒物及び劇物に関し、下記の点に十分留意し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等について関係教職員・学生へ周知徹底を図られ、その取扱いに遺漏のないよう一層の努力をお願いします。

記

1 専用保管庫の設置

毒物、劇物等の危険物の保管庫は、金属製ロッカー等により専用とし、一般の薬品とは別の保管とすること。

2 保管庫の施錠

盗難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については物品供用官が責任をもって管理すること。

3 保管庫及び容器への表示

保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。

4 受払い記録の整備

使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合して確認すること。

5 地震等の災害に対する対策

毒物、劇物等の保管庫を床等に固定したり、保管庫の棚から毒物、劇物等の容器が転落するのを防止するための柵を設ける等の措置を講じておくこと。

6 管理体制の充実

毒物、劇物等の取扱要領等の学内規程の整備、管理責任者の指定等を行うなど取扱方法及び責任の所在の明確化を図ること等により、その管理の適正を期するよう努めること。

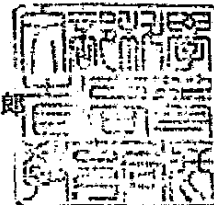
7 廃棄処理

長期間保管されている毒物、劇物等で今後も使用の見込みがないものについては、速やかに廃棄することとし、廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令において、廃棄等の基準を定めているところであるので、これにより行うこと。

14文科高第878号
平成15年3月20日

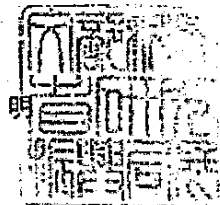
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関長
大学評価・学位授与機構長
国立学校財務センター所長 殿
放送大学長
関係文部科学省各独立行政法人の長
関係各特殊法人の長
海洋科学技術センター会長

文部科学省高等教育局長
遠藤 純一郎



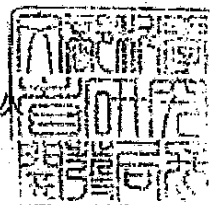
(印影印刷)

文部科学省研究振興局長
石川 明



(印影印刷)

文部科学省研究開発局長
白川 哲夫



(印影印刷)

毒物及び劇物等の化学物質の管理徹底について（依頼）

文部科学省では近年のテロ情勢を踏まえ、平成13年10月17日付け13文科高第464号及び平成14年10月22日付け14文科高第518号「毒物および劇物等の化学物質の管理徹底について（依頼）」において、毒物及び劇物等の化学物質の保管・管理について関係者への徹底をお願いしているところです。

昨今、イラク情勢を背景に、テログループ等の活動が活発化する可能性が想定されております。各機関等におかれましては、毒物及び劇物にとどまらず化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等について関係教職員・学生・研究者等へ周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

なお、各大学長及び各高等専門学校長等においては、平成10年7月31日付け「毒物及び劇物の適正な管理について（通知）」等の趣旨も踏まえ、対応願います。

〈連絡先〉

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局高等教育企画課企画係
電話 03-5253-4111（内線2484）